

- Q 1 本募集の利用実績には、埼玉県（警察本部以外）と埼玉県警察本部とある。本募集において、契約するのは、埼玉県（警察本部以外）と埼玉県警察本部の別々に契約するのか。
- A 1 契約者は両方とも埼玉県ですが、別々に契約することになります。  
なお、運用にあたり、契約候補者と協議のうえ取り決める内容は、それぞれ異なる場合があります。
- Q 2 カード名義の表記において、数字が使えず、ローマ字での表記しかできないが、参加資格要件を満たすか。
- A 2 例えば、ローマ字で「SUITOICHI」、「SUITO-A」のようにカードごとに個別に表記できれば、要件を満たします。  
本募集におけるガソリン用カードは、1枚のカードを複数の職員で利用することを前提にしており、また、管理上の観点から、すべてカードにおいて「SAITAMAKEN」との表記しかできない場合や、職員個人の氏名でしか表記できない場合は、業務仕様書の1を満たさないため、参加資格要件を満たしません。  
なお、具体的な表記内容は、契約候補者と協議のうえ、決定します。
- Q 3 利用実績に記載されているガソリンスタンドのすべてにおいて利用できないと参加資格要件を満たさないか。
- A 3 すべてのガソリンスタンドで利用できない場合も応募は可能です。  
提案内容の審査にあたっては、カードの利用可能性や発行手続き、請求時の対応など、様々な項目を含め、総合的に評価します。
- Q 4 請求書の発行が、一括で管理部署あてにしか送付できない場合は、参加資格要件を満たさないか。
- A 4 業務仕様書の3において、請求は埼玉県が指示する県の機関あてにすることとされています。管理部署あてに一括でしか請求が行えない場合は、参加資格要件を満たしません。
- Q 5 請求書の発行にあたって、3月利用分の支払日が、請求日から支払日までの期間を15日以上を開けると、5月末までに設定することができない。この場合は参加資格要件を満たさないか。
- A 5 3月利用のガソリン代等の支払いにおいては、翌年度5月末までに支払いを完了させる必要があるため、業務仕様書の3及び4を満たすことができないため、参加資格要件を満たしません。

- Q 6 ガソリン給油用カードに付随して、E T Cカードを発行することができないが、参加資格要件を満たさないか。
- A 6 業務仕様書の7において、E T Cカードを発行することとしており、ガソリン給油用カード発行業務契約に付随してE T Cカードを発行できない場合は、参加資格要件を満たしません。
- Q 7 令和5年4月1日までに発行するカードの枚数は、3,000枚ということによいか。
- A 7 現在、ガソリン給油用カードの既発行枚数は約2,600枚ですが、新規の契約にあたって、増加する可能性もあることから、約3,000枚としています。
- Q 8 利用課所及び契約担当課に対するデータの提供について、利用データは定期的にする必要があるのか。また、どのような項目が必要なのか。
- A 8 提供データは、請求書の発行毎に提供してもらうことを想定しているが、必須要件ではありません。また、必要な項目は、利用日時・利用金額・利用ガソリンスタンドの情報等を想定しています。
- Q 9 利用課所及び契約担当課に対するデータの提供について、利用課所や管理部署にデータを提供する場合は、どのような方法が良いのか。
- A 9 提供方法としては、C D - R O M、専用サイトを閲覧、専用サイトからデータのダウンロード等の提供方法が想定されます。  
なお、具体的な提供方法については、契約候補者との協議のうえ、決定します。
- Q 10 本募集では、カードの発行業務としている。カード形状で発行ができない場合は、参加資格要件を満たさないか。
- A 10 本企画提案競技における「ガソリン給油用カード」とは、表面又は裏面に車両番号若しくは課所名が表示され、ガソリン等の調達の事務処理に用いる情報が電磁的に記録され、容易に変更できないものであり、読取機により、電磁的記録の内容を確認できるプラスチック製のカードとしており、当該内容を満たさない場合は、参加資格要件を満たしません。
- Q 11 ガソリンスタンドでの利用可能性に関して、ガソリンスタンドにおいて、ガソリンや軽油のほか、エンジンオイルなどで利用可能な内容について、記載することとある。給油以外の利用ができない場合は、応募要件を満たさないか。
- A 11 ガソリンスタンドにおいて、給油のみしか利用できない場合も応募は可能です。  
ただし、利便性という観点から、ガソリンスタンドでの利用可能性については、評価項目の1つとして、審査します。

Q12 各ガソリンスタンドからの請求内容の締め日は、毎月10日としており、利用分の取りまとめ、及び請求書の内容は、11日～翌月10日の利用内容を反映したものになる。月ごとの内容の請求書を発行できないと応募要件を満たさないか。

A12 請求内容について、月を跨いでも差し支えありません。

ただし、業務仕様書の4のとおり、3月と4月の利用分については、それぞれ月ごとに請求書を発行する必要があります。

Q13 本募集において、カード形状に限定している趣旨は何か。

A13 管理・セキュリティ上の観点から、カード名義により一見識別可能なカード形状と限定しています。